

感染症発生動向調査

感染症法が平成11年4月から施行されたことに伴い、感染症の予防と、そのまん延の防止を目的として、全国規模で「感染症発生動向調査」が行われています。

各都道府県及び保健所を設置している市（京都市など）では、医療機関の協力を得て、感染症の発生状況の正確な把握と分析を行い、その結果の提供・公開を行っています。

また、これらの情報は、オンラインシステムにより、国に送られ、全国データとして、まとめられています。

調査の対象となる感染症は、感染力や症状の重さ等により、「全数把握」を行うものと「定点把握」を行うものとに分類され、報告されています。

全数把握対象感染症と定点把握対象感染症

全数把握	一類～四類感染症	対象となる感染症を診断したすべての医師が、届け出ます。	直ちに届け出る
	五類感染症の一部		直ちにあるいは7日以内に届け出る
定点把握	五類感染症の一部	人口に応じて指定された、患者定点の医療機関が、届け出ます。全数把握感染症に比べ患者数が比較的多い感染症が対象となっています。	毎週又は毎月まとめて届け出る
	疑似症(※)	疑似症定点の医療機関が、届け出ます。	直ちに届け出る

(※) 原因不明で、入院が必要な程度に重症の38℃以上の発熱及び呼吸器症状、発熱及び発しん又は水疱

その他、医師からの届出により、医療衛生センターが調査、採取した検体及び病原体定点で採取された検体を、衛生環境研究所微生物部門で検査し、その結果を病原体情報として公開しています。

これらの情報は、週、月、年単位でまとめられています。